

市内街案

甲

保

文

府

地

存

化

市

域

活

財

計

用

画

甲府市 / 2023

第1次
2023-2027



和田峠から甲府市街地、そして曾根丘陵を望む

市域は、南北を山に挟まれ、そのあいだに盆地内の平野部が広がる。市街地北部の和田峠から南を一望すると、眼前に市街地が広がり、その奥を丘陵部や山々が囲んでいるのがよくわかる。手前の中心市街地には甲府城跡や数々の近代建築が受け継がれ、南部の曾根丘陵には多くの古墳等が良好に保存されている。地形等の自然条件は、市内の各地区に多様な歴史文化や生活・生業を育み、本市の文化的な豊かさを生み出している。

甲府市文化財保存活用地域計画

[第1次]

はじめに

本市には、日本遺産の「御嶽昇仙峡」のほか、史跡である「武田氏館跡」や「要害山」、「甲府城跡」に加え、重要文化財である「甲斐善光寺」や「藤村記念館」、「高室家住宅」、曾根丘陵の古墳群を代表する「甲斐銚子塚古墳」、さらに、全国で初めて重要無形民俗文化財に指定された「天津司舞」など、多種多様な指定文化財が存在しております。

また、地域の歴史や文化を刻んできた、道祖神や六地藏などの生活文化を表す路傍の石造物などをはじめとする未指定文化財も多く存在し、それらは、長年にわたり、地域住民により大切に守られてきました。

しかし、過疎化や少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、地域で長年、守り伝えられてきた「踊り」や「風習」の衰退が懸念され、加えて、保存されるべき価値ある文化財の散逸なども見られ、地域の歴史や文化を後世にいかにつづけていくかが課題となっております。

そこで、本市では、地域の歴史や文化にまつわる背景に沿った、多様な文化財を俯瞰し、総合的かつ、一体的に保存・活用することで、地域の歴史や文化の特徴を活かした地域振興に資するとともに、文化財の確実な継承につなげることを目的に、この度、「甲府市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

「甲府」の始まりは、1519年に武田信玄公の父、信虎公が現在の甲府市大手（躑躅が崎）の地に館を移し、甲斐の国の政治経済の中心として城下を形成したことに由来し、2019年に開府500年を迎えました。また、2021年には、郷土の英雄「武田信玄公」の生誕500年となり、2016年度からの6年間にわたり「過去に学ぶ」「現在（いま）をみつめる」「未来につなぐ」を基本理念に掲げた「こうふ開府500年記念事業」を実施してまいりました。郷土愛の醸成や賑わいと魅力の創出、人と人との絆を深めるために様々な事業を展開し、「シビックプライド（まちに対する市民の誇り）」の醸成が図られるなど、多くの成果をあげることができました。

この成果をさらに発展させるため、この計画を通じて、本市に存在する貴重な歴史や文化をはじめとする地域資源を、個別の「点」として捉えるのではなく、地域一帯で「面」として捉え、関係者と連携し、効果的な活用を図り、新たな賑わいの創出や「甲府」の創造につながる事業を展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました甲府市文化財保存活用地域計画策定協議会委員並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

2022年12月

甲府市長 樋口 雄一



目次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 背景	
2. 目的	
3. 本計画における「文化財」の定義	
4. 上位・関連計画における位置づけ	
5. 計画期間	
6. 計画の変更手続き	
7. 計画書の構成	
第1部 甲府市の概要と文化財の特徴	
第2章 甲府市の基盤	25
1. 位置	
2. 自然的基盤	
3. 歴史的基盤	
4. 社会的基盤	
第3章 甲府市の文化財	45
1. 市域の様々な文化財	
2. 文化財に関するこれまでの調査	
3. 市域に所在する文化財の把握方法・状況	
第4章 甲府市の歴史文化の特徴	73
1. 歴史文化の特徴の捉え方	
2. 文化財のもつテーマ性に基づく整理	
3. 甲府市の歴史文化の特徴	
第2部 甲府市文化財保存・活用ビジョン	
第5章 文化財の保存・活用に関する長期的展望	87
1. 計画の将来像	
2. 長期的なビジョン	
第6章 文化財の保存・活用に関する現状・課題と方針	91
1. 文化財の保存・活用の捉え方	
2. 文化財の保存・活用に関する現状と課題	
3. 文化財の保存・活用に関する方針	
第7章 文化財の保存・活用に関する具体的措置	103

第 8 章 文化財の一体的・総合的な保存と活用：文化財保存活用区域	113
1. 文化財保存活用区域／候補区域の設定	
2. 文化財保存活用区域における課題と方針	
3. 文化財保存活用区域における具体的措置	
第 9 章 文化財の防災・防犯の推進	139
1. 文化財の防災・防犯に関する課題	
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	
3. 文化財の防災・防犯に関する具体的措置	
4. 県による文化財防災ネットワークとの連携	
第 10 章 文化財の保存・活用に関する体制	147
1. 行政（甲府市）による推進体制	
2. 行政（他機関（県・他市町村））との連携	
3. 地域団体・住民及び教育・研究機関等との協働	
4. 文化財保存・公開施設等の役割	
5. 文化財の保存・活用のための財源	
6. 計画履行状況のモニタリングと PDCA サイクル	
附 録	
1. 文化財調査報告書等一覧	
2. 文化財一覧	
3. 第 1 次計画期間における具体的措置の一覧	
4. 策定の経緯・体制	

図版出典



整備された甲斐桃子塚古墳（国史跡／山梨県曽根丘陵公園（甲斐風土記の丘）内）
市南部の丘陵地帯には多くの古墳が築かれた。風土記の丘設置構想に基づき1986
年に整備された山梨県曽根丘陵公園は現在も多くの市民の憩いの場となっている。

1. 背景

"culture"（文化）の語源はラテン語の"cultura"といわれ、"cultivate"（耕す）はその派生語です。文化とはそのままのかたちで凍結的に受け継がれるのではなく、継続的に育まれるものなのです。それは歴史文化を映し出す文化財の保存・活用においても同じでしょう。

文化財保護法に関する法令や条例においても、文化財保護の目的を以下のように掲げています。

【文化財保護法】（1950）

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること

【山梨県文化財保護条例】（1956）

保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民文化の向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献すること

【甲府市文化財保護条例】（1963）

保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の郷土に対する認識を高めるとともに、市民文化の向上発展に貢献すること

いずれも「保存」だけでなく、「活用」を図ることを謳い、その結果として地域の文化の向上や郷土の魅力の高まりにつながることを重視しています。

しかし、現状はどうでしょうか。半世紀以上にわたる本市の文化財保護行政は、埋蔵文化財の発掘調査や有形文化財（建造物、美術工芸品等）の修理事業など、「保存」のための取組みに

重きが置かれ、それらが何のためにおこなわれるのか、また、地域とどのように結びつくのかという視点をもつことは十分でなかったのかもしれません。

平成 19 年（2007）には、国の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書で「文化財の総合的把握」が謳われ、文化財やその周辺環境を「まちづくりや地域の活性化などに生かしていく視点の重要性」が提言されました。さらに、平成 30 年（2018）の文化財保護法改正では、文化財保存活用地域計画が法定計画として新たに導入されました。この計画は、「地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげる」（『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画（パンフレット）』（文化庁、2021））ことを目的としたものです。人口減少社会のなかで、地域の個性を大切にされた活力あるまちづくりが求められる現在、文化財を「守ること」と「活かすこと」（育てること）の好循環を戦略的に追い求めていくことは持続可能な開発にも資する取組みとしても重要です。

さて、市民を中心に起草され、昭和 41 年（1966）に施行された甲府市市民憲章では、「美しい自然と古い歴史に恵まれて栄えてきた甲府市は、いまや、あらたな近代都市として、大きく発展しようとしています。」とし、「教養を高め、文化のまちをつくります。」を目標のひとつに掲げています。現在でもこの市民憲章は受け継がれ、それを記した石碑が遊亀公園など市内各所に点在しています。この理念のもと、豊かな歴史文化を受け継ぎ、それを軸に地域を創造していくことは甲府市民の未来に向けた使命ともいえます。

本市では、武田氏館跡（国史跡／武田神社）、高室家住宅（国重文）などの修理・整備事業を中心に、様々な文化財保存のための事業を進めてきました。さらに、御岳昇仙峡や武田氏関連史跡・寺社、甲府城跡、甲斐風土記の丘周辺の古墳群をはじめとする多様な文化財、また果樹栽培等に関する農村景観などは、観光資源として、観光立県である山梨県に多くの観光客を惹きつけるものとなっています。観光振興は本市の基幹的施策のひとつでもあります。

こうした資源に磨きをかけ、地域づくりや観光地形成等に文化財を一層結びつけていくためには、指定等の文化財を中心とした保護を越えて、「甲府らしさ」を反映した多様な文化財を俯瞰的に認識したうえで、それを地域ストーリーとして理解し、多面的に活用することが求められます。「ここにモノがあります」という平面的な提示を越えて、より立体的、体験的に魅力を発信していかなければ、地域内外にとって魅力的な資源にはならず、文化財の磨き上げという視点が求められています。

開府 500 年（令和元年（2019））、武田信玄公生誕 500 年（令和 3 年（2021））という歴史的な節目を経た現在、文化財の保存・活用と地域づくり、観光地形成を総合的に捉え、いかに施策や取組みを連携していけるかが、今後の本市の発展において鍵となるポイントのひとつとなります。

2. 目 的

『甲府市文化財保存活用地域計画（第 1 次）』（以下、「本計画」という。）は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき作成する法定計画です。文化財保存活用地域計画は「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」（法 183 条の 3）とされており、本市の文

文化財保護行政、また文化財を活かした地域づくりにおける基本計画にあたるものです。

「1. 背景」で掲げたように、文化財の保存・活用（マネジメント）をめぐる社会の状況は国全体として大きく変わりつつあります。本市でも、地域づくりとしての文化財保護行政を展開すべく、より大きなビジョンを掲げ、多様な関係者の参加・連携（協働）・分担のうえにそれを実現するための、総合的かつ計画的に取り組むを進めていくことが求められます。

本計画は、これを実現するための基本計画（第1次）として作成されるものであり、本市における文化財保護行政、文化財を活かした行政施策や地域における取り組みを横断的、総合的に展開するための道標とすることを旨とするものです。

3. 本計画における「文化財」の定義

文化財とは、狭い意味では、文化財保護法第2条に示されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群保存地区」を示します（図1-1）。このうち、特に価値の高いもの等について、文化財保護法に基づき国は「指定」「選定」「選択」「登録」（以下、「指定等」という。）を、また、山梨県や本市では、山梨県文化財保護条例、甲府市文化財保護条例に基づき、「指定」「選定」をおこなっています。また、文化財保護法では、上記の文化財に加え、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を「文化財の保存技術」と呼び、それぞれ保護の対象としています。

これまでの文化財保護行政は、指定等の措置が講じられたものを保護の対象とする傾向が強くなりました。しかし、「地域らしさ」を活かした地域づくりを進めていくうえでは、地域のなかで広くありふれたもの（未指定文化財）に対しても目を向けていく必要があります。例えば、甲府市域において、道祖神、六地藏、^{こかげかみ}蚕影神などに関する路傍の石造物は地域の生活文化の姿を色濃く反映したものであり、地域にとって欠くことのできない「お宝」です。今後はこうした要素に対しても積極的な保存・活用を図っていくことが大切です。

また、社会情勢や価値観の変化のなかで、文化財として認識されるものの対象（種別、時代など）は広がり続けています。明確なモノが残っていなかったり、作られてから時代が経っていなくても、地域の生活文化や生業を語るうえで欠かせない文化的所産が生活空間には溢れています。こうしたものも地域にとっては重要であり、次世代に継承していくべき文化財といえ、価値を見出し、総合的に保存・活用等の手立てを考えていくことが求められます。

そこで、本計画における「文化財」の対象には、指定等文化財だけでなく未指定文化財も含めることとし、また、文化財保護法に基づく文化財の枠組みにとらわれず、以下のものを含めることとします（図1-2）。

甲府市全体、あるいは地域コミュニティにとって重要な歴史文化の特徴を有する要素

- ①文化財的価値を伴うオリジナルの有形的要素（遺構等を含む）は残っていないが、時間的
重層性を反映した空間的特徴が継承されている場所（空間）
- ②文化財保護法が対象としない無形の要素（地名、言語、産業（伝統工芸等を除く）等）

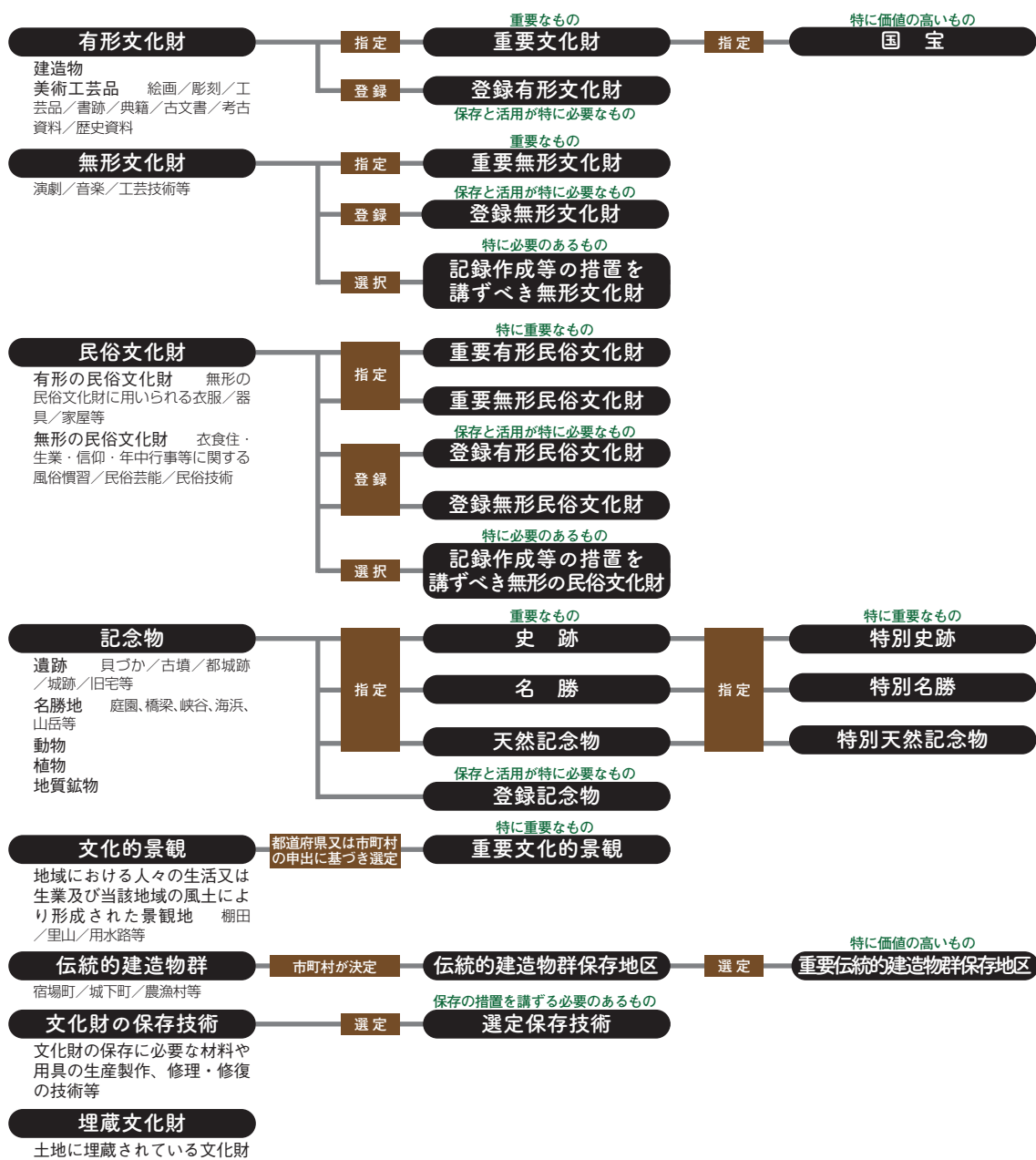


図 1 - 1 文化財保護法における文化財

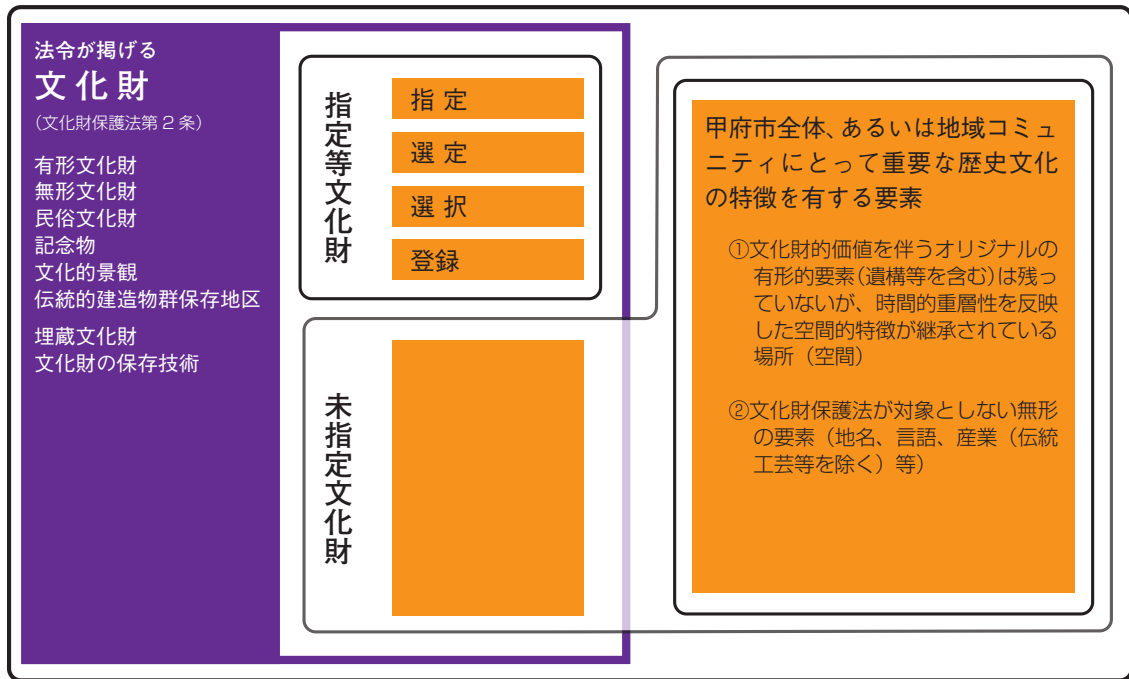


図1-2 本計画で対象とする文化財の範囲

4. 上位・関連計画における位置づけ

本計画の上位計画には『第六次甲府市総合計画』、また関連計画として図1-3、表1-1・2に掲げるものがあります。本計画実施においては、これらの計画に対して準拠、勘案、参照することで、上位計画の目標達成、また、関連計画における各種施策との連携・相乗効果に留意し、文化財の保存・活用が総合的なまちづくりに貢献するよう取り組んでいく必要があります。主要計画の概要及び本計画との関連は以下のとおりです。

表1-1 上位・関連計画

	計画期間	策定年月	根拠法令
上位計画			
第六次甲府市総合計画	平成28年度～令和7年度	平成28年3月	
関連計画			
都市計画	甲府市都市計画マスタープラン	令和元年度～令和9年度	平成30年3月
	甲府市都市計画	—	
	甲府市景観計画	—	平成23年12月 (平成29年6月改定)
	甲府駅南口周辺地域修景計画	—	平成24年3月
	甲府市公共サイン計画	—	平成29年3月
	甲府市緑の基本計画	平成27年度～令和12年度	平成26年3月
防災	第2次甲府市環境基本計画	平成25年度～令和4年度	平成25年3月 (平成31年見直し)
	甲府市地域防災計画	—	平成25年 (令和3年5月改定)
市街地活性化	甲府市リニア活用基本構想	—	平成29年3月
	甲府城周辺地域活性化基本計画	平成27年度～令和9年度	平成28年6月
	甲府城周辺地域活性化実施計画	平成29年度～令和9年度	平成29年12月
観光	小江戸甲府 城下町整備プラン	令和4年度～令和6年度	令和4年6月
	第3次甲府市観光振興基本計画	令和3年度～令和7年度	令和2年3月

表 1 - 2 個別の文化財の保存活用計画・整備計画

	計画期間	策定年月	策定組織
武田氏館跡【国史跡】			
史跡武田氏館跡保存管理計画	—	平成 16 年 10 月	甲府市
史跡武田氏館跡整備基本構想	—	平成 17 年 3 月	甲府市
史跡武田氏館跡第 3 次整備基本計画	令和 2 年度～令和 11 年度	令和 3 年 3 月	甲府市
甲府城跡【国史跡】			
史跡甲府城跡保存活用計画	令和 2 年度～令和 11 年度	令和 2 年 10 月	山梨県
史跡甲府城跡整備基本計画	令和 4 年度～令和 18 年度	令和 4 年 3 月	山梨県

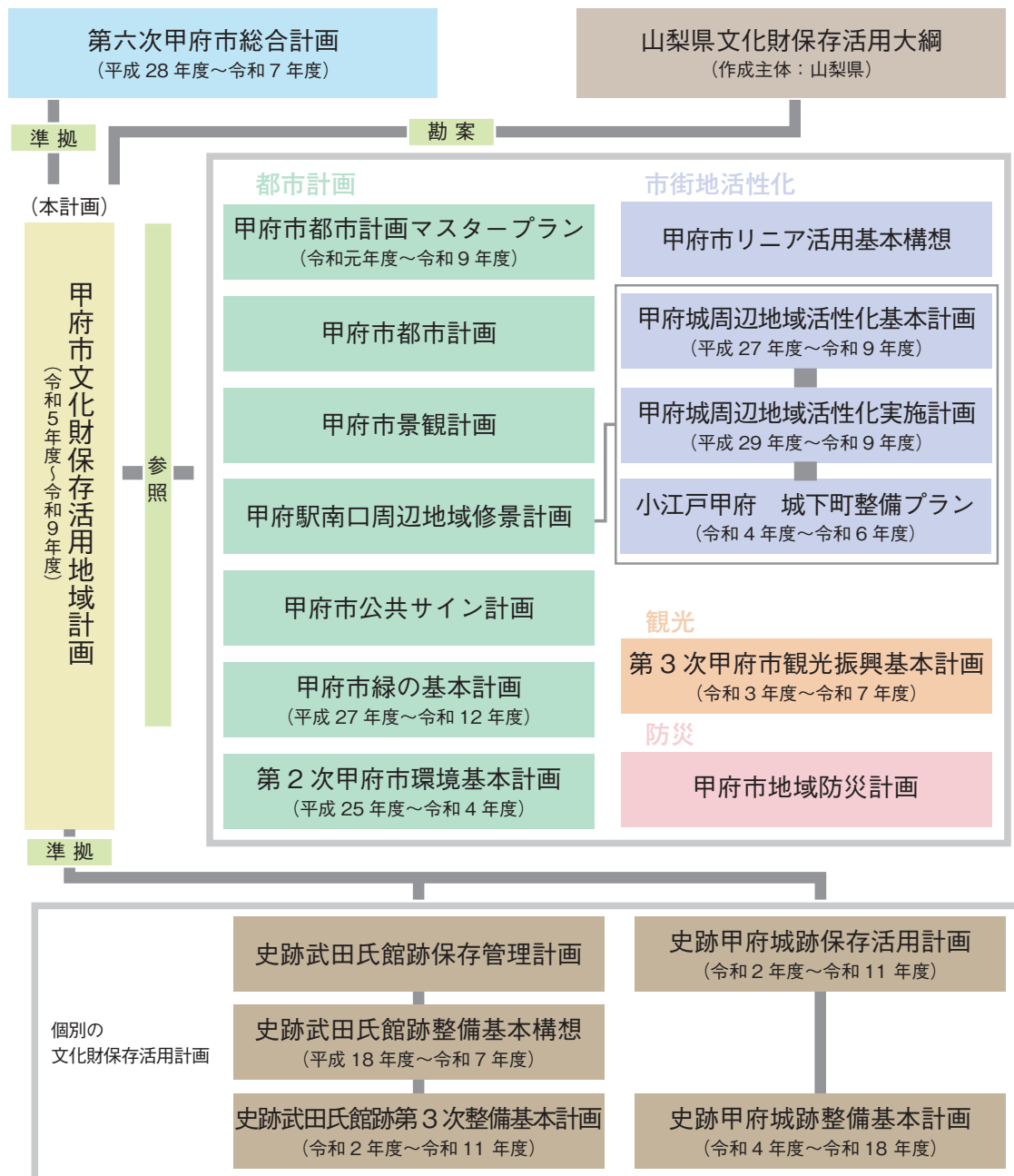


図 1 - 3 上位・関連計画の位置付け

(1) 第六次甲府市総合計画 [上位計画]

- 策定年月：平成 28 年（2016）3 月
- 計画期間：平成 28 年度（2016）～令和 7 年度（2025）

『第六次甲府市総合計画』は、「基本構想」と「実施計画」で構成されます。「基本構想」は令和 7 年度(2025)までの 10 年を見据えたものであるのに対し、「実施計画」は計画期間を 3 年とし、ローリング方式で毎年見直されます。

「基本構想」では、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を目指すべき都市像として掲げ、そのために 4 つの基本目標、8 項目の「施策の柱」、37 項目の「施策」が掲げられています。このうち、本計画に関連する事項は図 1 - 4 のとおりです。文化財の保存・活用を通じた文化・芸術の振興はもとより、甲府の歴史・文化的価値を行政・市民が自覚するとともに、その価値を各所で具現化させることで、ソフト・ハード両面でのまちづくりや産業振興等への貢献も期待されます。

また、本計画の関連計画は多岐にわたりますが、特に都市計画・景観行政、観光行政との連携は本計画の目的達成においては極めて重要であり、それらに関する計画との関係性・整合性に留意する必要があります。

(2) 甲府市都市計画マスタープラン [関連計画]

- 策定年月：平成 30 年（2018）3 月
- 計画期間：平成 29 年度（2017）～令和 9 年度（2027）

『甲府市都市計画マスタープラン』は、「20 年後の都市の姿を見据えた 10 年計画」として策定され、目標年次を計画策定時点でリニア中央新幹線の開業が予定されていた令和 9 年（2027）としています。本マスタープランにおける計画区域は、2 つの都市計画区域（甲府都市計画区域および笛吹川都市計画区域）のうち、甲府市域にあたる範囲（図 1 - 5）です。

人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

- 施策の柱 心豊かで輝く人を育む
- ① 生涯学習の充実
 - ③ 文化・芸術の振興

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

- 施策の柱 産業を振興する
- ② 農業・林業の振興
- 施策の柱 交流と賑わいを創出する
- ① 観光の振興
 - ② 中心市街地の活性化

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

- 施策の柱 豊かな自然と良好な生活環境を確保する
- ④ 良好な景観の形成

図 1 - 4 上位計画の概要：第六次甲府市総合計画

計画では、現状の課題に基づく5つのまちづくり基本目標及び都市構造別のまちづくりの方針（特性・整備方針）が定められています。また、その達成のための15の施策とそれにより期待される効果が示されています。

5つのまちづくり基本目標のうち、本計画に関連するものは図1-6のとおりです。

基本目標2（既存ストックを活かした持続可能なまちづくり）は、歴史的建造物等、地域に点在する様々な文化財の保存・活用を通じて、文化的に豊かな持続可能な地域社会の形成を目指す本計画とも共通する観点であり、文化財保護行政と都市計画行政の連携が重要となります。

基本目標4（地域特性を活かした産業振興のまちづくり）では、農業や観光に代表される地域産業の振興から「くらし潤うまち（稼ぐ・稼げる）」の実現が目指されています。地域に特徴的な産業はその多くが自然・歴史・文化的な条件のもとに形成されており、その再認識、視覚化は、今後の地域の産業振興、ブランド価値の向上にも不可欠であり、本計画の目指すものとも一致します。

また、基本目標5（自然を保全し環境に配慮したまちづくり）では、まちと緑・農が共生する甲府の景観を次世代へと引き継ぐために、森林、農地、歴史的に価値の高い資源の保全・活用の推進が掲げられています。のちに示すとおり、本計画でも、自然と文化は一体であるという認識のなかで地域の文化財、また現在の景観を捉え、それらを一体的に保全・活用することを目指します。都市計画マスタープランにおける基本目標が掲げる方向性と一致するものであり、目標の実現のためには、文化財・都市計画に関する諸施策を連携して地域資源の保全・活用を推進することが有効です。

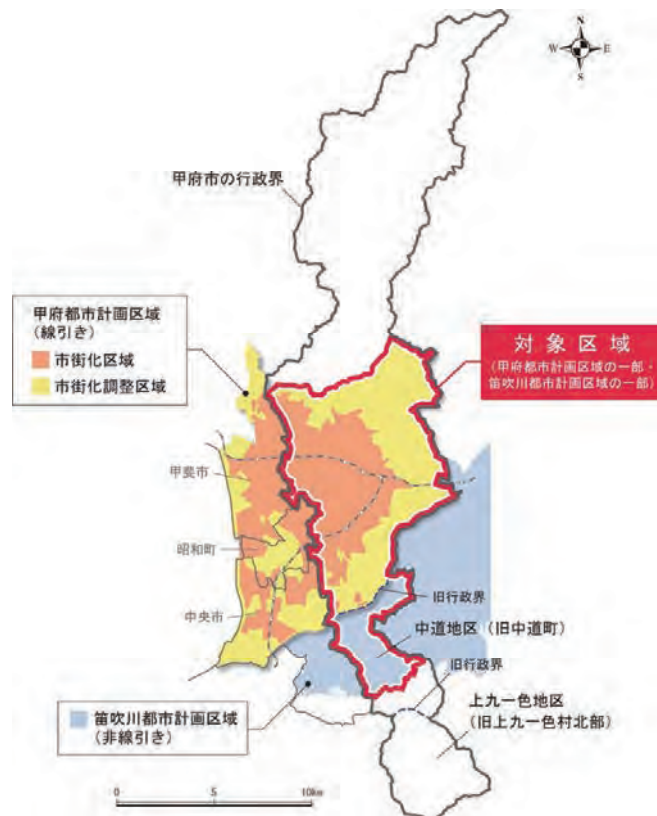


図1-5 甲府市都市計画マスタープランにおける計画対象区域（甲府市都市計画マスタープラン）

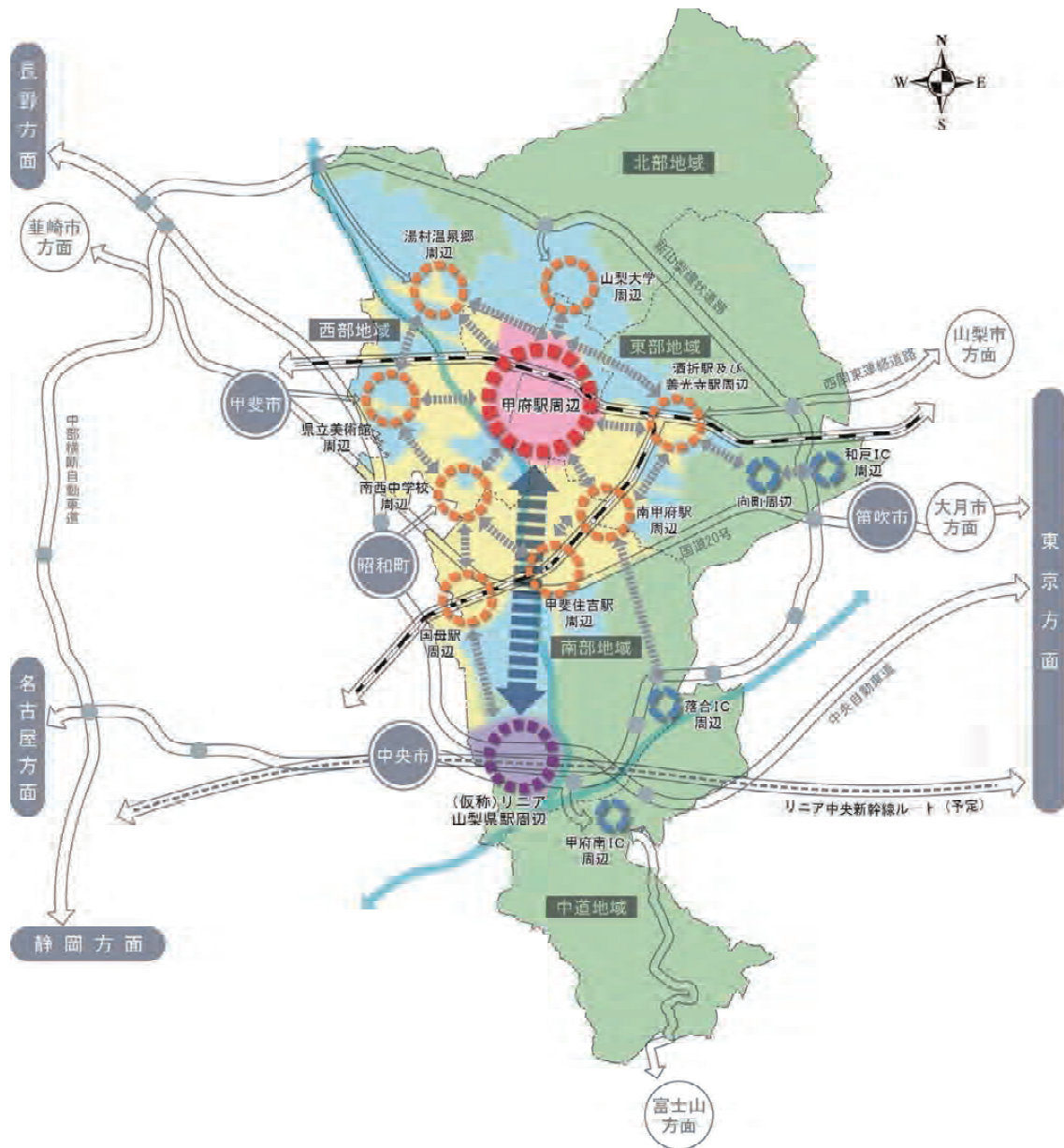
集約と連携による持続可能な都市構造

基本目標2 既存ストックを活かした持続可能なまちづくり

基本目標4 地域特性を活かした産業振興のまちづくり

基本目標5 自然を保全し環境に配慮したまちづくり

図1-6 関連計画の概要：甲府市都市計画マスタープラン



【拠点の配置】

- 広域都市拠点
- 広域交流拠点
- 地区拠点

【地区の配置】

- 特定機能補強地区

【ゾーンの形成】

- まちなかゾーン
- 複合市街地ゾーン
- ゆとり住居ゾーン
- リニア駅近隣市街地ゾーン
- 郊外・里山ゾーン

【軸の形成】

- 広域連携軸
- 都市基幹軸
- 地域連携軸
- 水と緑の軸

図1-7 甲府市都市計画マスタープランにおけるゾーニング（甲府市都市計画マスタープラン）

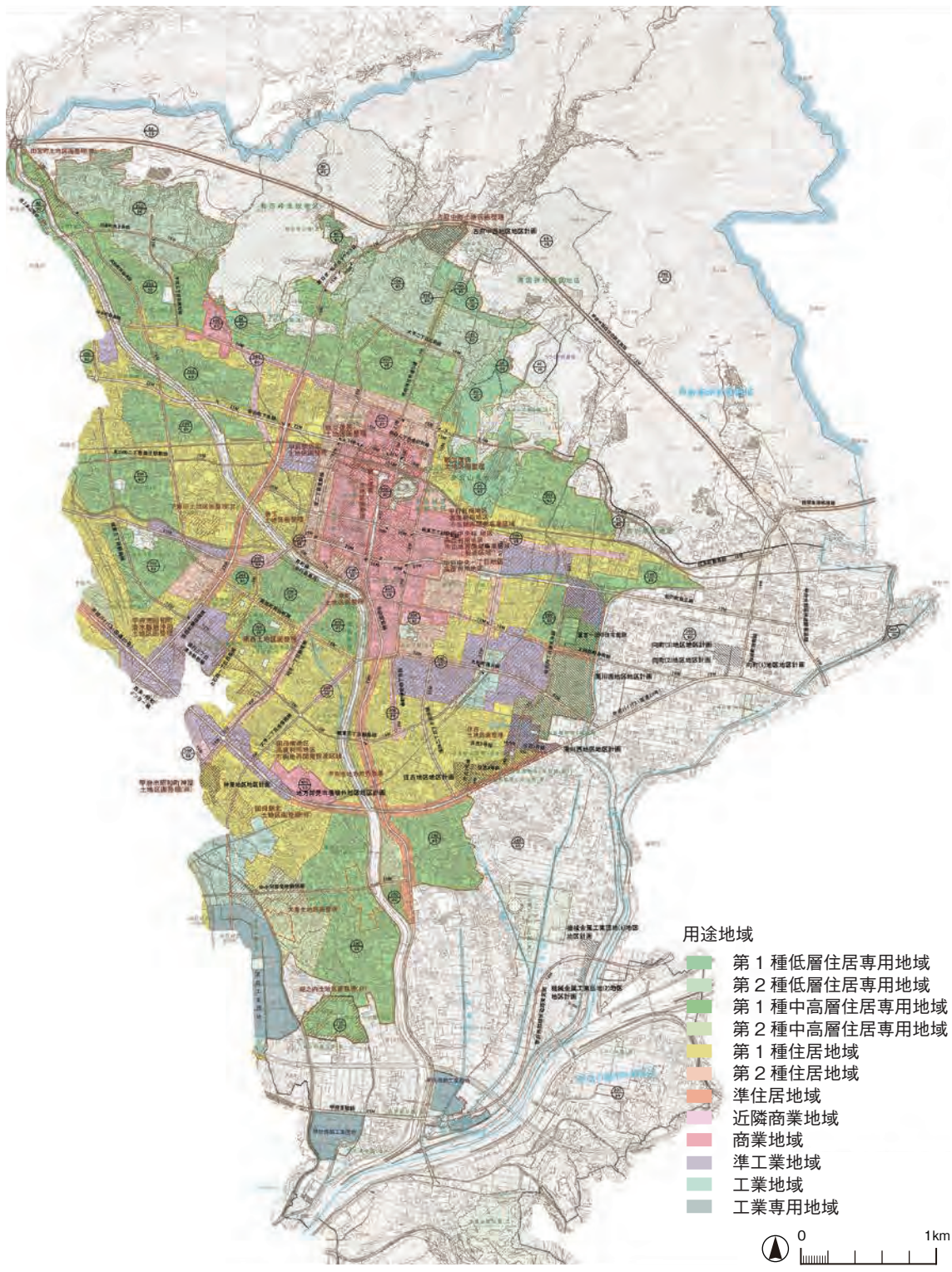


図1-8 都市計画における用途地域（甲府市都市計画総括図）

甲府市内の風致地区

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区です。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を定めたものです。

甲府市内では、市街地北部を中心に6ヶ所が指定されています（表1-3）。

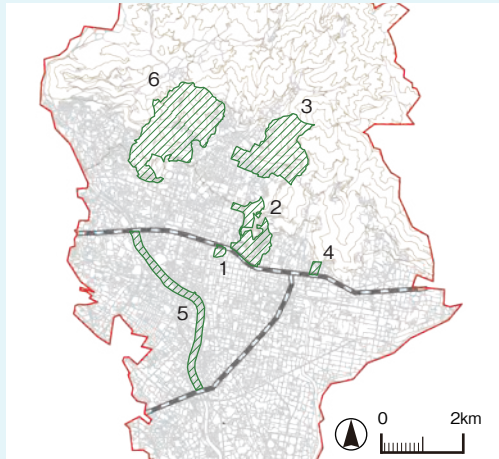


図1-9 市内の風致地区の位置

表1-3 市内の風致地区

名称	面積 (ha)	告示年月日	備考
1 甲府城跡	5.5	昭和15年5月31日	史跡周辺
2 愛宕山	107.5	昭和15年5月31日	丘陵
3 護国神社	168.8	昭和15年5月31日	神社・森
4 酒折	7.4	昭和15年5月31日	史跡周辺
5 荒川	75.5	昭和15年5月31日	河川
6 和田峠	279.5	昭和15年5月31日	森林

(3) 甲府市景観計画 [関連計画]

■ 策定年月：平成23年（2012）12月

『甲府市景観計画』は、市全域を景観計画区域としており、現計画では地域の景観特性及び景観課題を踏まえ、図1-10に示す4つの方針が掲げられ、それに基づき行為の制限等が定められています。

4つの方針いずれもが地域資源の保全・活用を念頭においた内容であり、本計画が目指す方向性とも密接に関連するものです。

また、計画では、本市における骨格的景観構造（図1-10）をもとに、各地域の景観特性や土地利用、地形的特徴等により、①都心ゾーン、②市街地ゾーン、③田園集落ゾーン、④山裾ゾーン、⑤山地・山岳ゾーンの5つのゾーンに、景観を左右する大きな要素として、主要な河川・幹線道路および鉄道を「景観軸」として捉え、軸として区分し、景観形成方針を設定しました（図1-12、13）。

それぞれの地域資源（文化・自然）のもつ歴史・文化的価値を明確にし、それを継承するという意識にたつことで、景観保全の意義やその重要性に対する意識共有も広まり、結果的に景観計画の果たすべき役割も大きなものとなります。こうしたことから、今後、本計画と甲府市景観計画のあいだにもこうした役割分担を生み出していくことが重要だといえます。

なお、甲府市景観条例では、景観法に基づき景観重要建造物の指定（第23条）、景観重要樹

方針1 盆地特有の眺望景観や豊かな自然景観を守り、後世に残す

- ①眺望景観の保全
 - ・甲府盆地の背後に広がる山並みへの眺望景観の保全を図る。
 - ・田園集落や山村集落と一体となった甲府盆地からの眺望景観の保全を図る。
 - ・盆地特有の地形に合わせた屋並みの連続性の確保に努める。
- ②豊かな自然環境の保全
 - ・御岳昇仙峡の厳正な保全と活用を図る。
 - ・丘陵部のすそ野等に広がる果樹園や集落等が一体となった文化的景観の保全を図る。

方針2 甲府独特の歴史景観と都市景観を創り、共に活かす

- ①甲府城跡（舞鶴城公園）、史跡武田氏館跡をはじめとする歴史資源の保全・活用
 - ・国指定史跡の甲府城跡（舞鶴城公園）や国指定史跡の武田氏館跡等の歴史資源を活かした景観誘導を図る。
 - ・歴史的なおもむきを体感できる参道空間の形成を誘導する。
 - ・歴史的な街道筋等に残る建築物や樹木、道祖神等、身近な歴史景観の保全に努める。
- ③歴史景観と都市景観の調和
 - ・中高層の建築物や大規模な工作物、屋外広口物は、甲府城跡（舞鶴城公園）や史跡武田氏館跡等の歴史資源や、市街地内等から遠望される緑の山並みとの調和を図る。

方針3 来訪者をもてなす観光資源を守り、創る

- ①来訪者をもてなす魅力ある顔づくり
 - ・史跡武田氏館跡等の観光施設は、もてなし拠点としての顔づくりを目指す。
- ③重要文化財、史跡、登録文化財、天然記念物をはじめとする歴史資源の保全・継承
 - ・国指定重要文化財や史跡、登録文化財、県指定史跡や天然記念物等は、甲府市の貴重な歴史資源として保全し、後世に継承する。
 - ・歴史資源の周辺空間は、歴史資源との一体的な保全・修景を図り、市民・来訪者が甲府市の歴史的風土を体感することができる場としての活用に努める。
- ④来訪者を温かく迎える観光施設周辺の修景整備及び環境美化

方針4 訪れる地域固有の日常景観を守り、創る

- ①地域の個性を活かした景観づくり
 - ・身近にある一里塚や道祖神、埋蔵文化財包蔵地等の歴史的な資源の保全を図る。
 - ・地域のシンボルとなっている建築物や工作物等の保全・修景を図る。
 - ・社寺境内の杜、住宅地の庭園等の樹林地や地域のシンボルとなっている樹木の保存を図る。
- ④市民や事業者等による景観まちづくりの推進

図1-10 関連計画の概要：甲府市景観計画

木の指定（第24条）について定められています。また、同条例に基づく甲府市景観計画では、指定の方針について以下の通り示しています。

〔景観重要建造物〕

- ① 周辺地域の良い都市景観を特徴づけているもの
- ② 歴史的または建築的な価値を持つもの
- ③ 市民に愛され親しまれているもの

〔景観重要樹木〕

- ① 周辺地域の良い都市景観を特徴づけているもの
- ② 市民に愛され、親しまれているもの

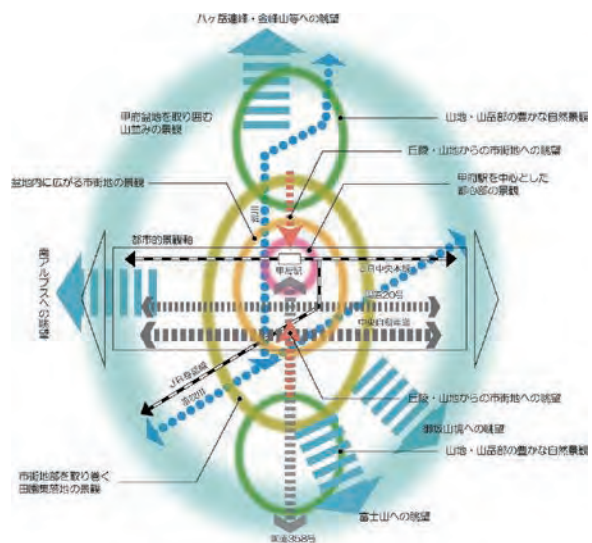


図1-11 甲府市における骨格的景観（甲府市景観計画）

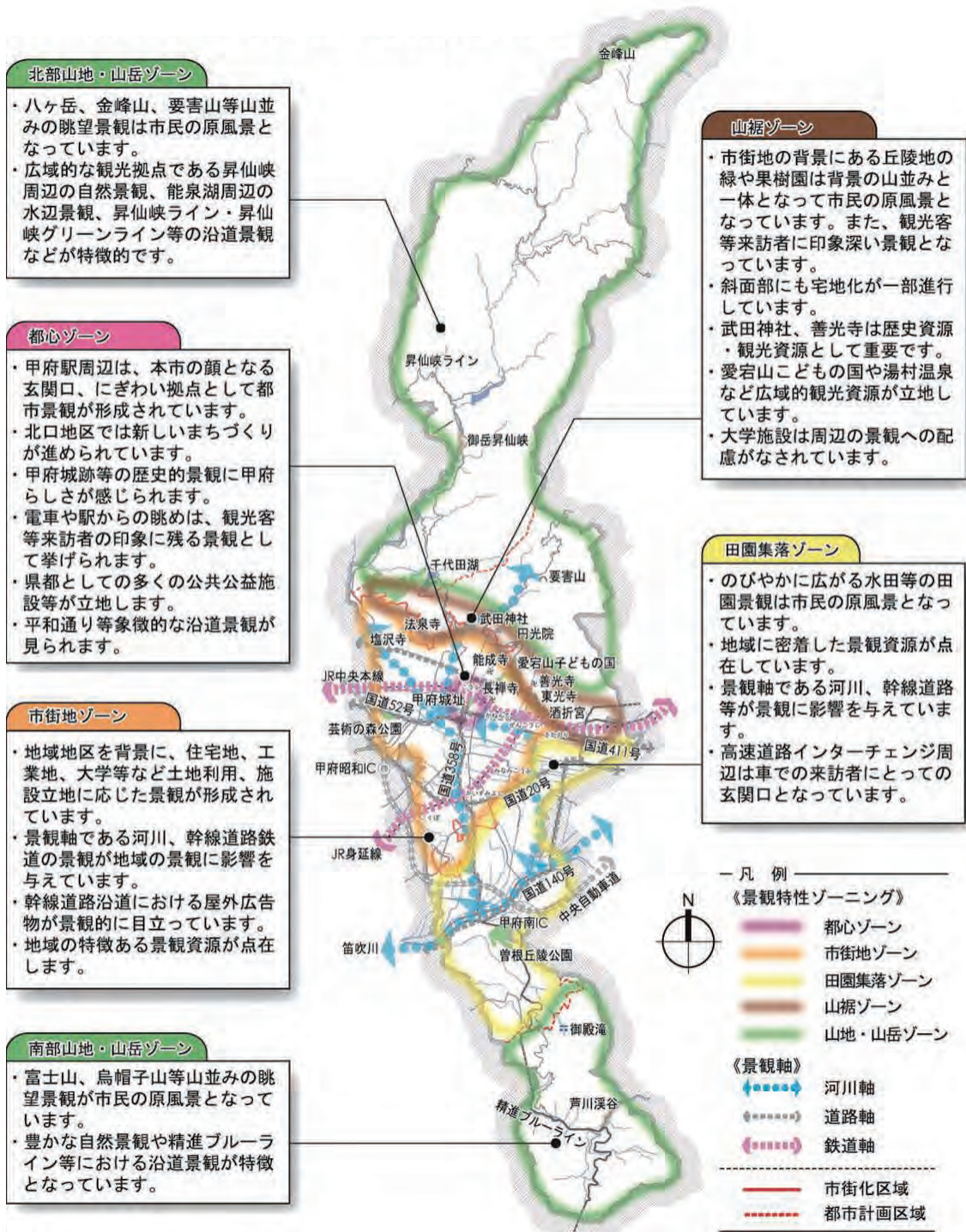


図1-12 景観特性ゾーニングおよびゾーンごとの景観特性（甲府市景観計画）

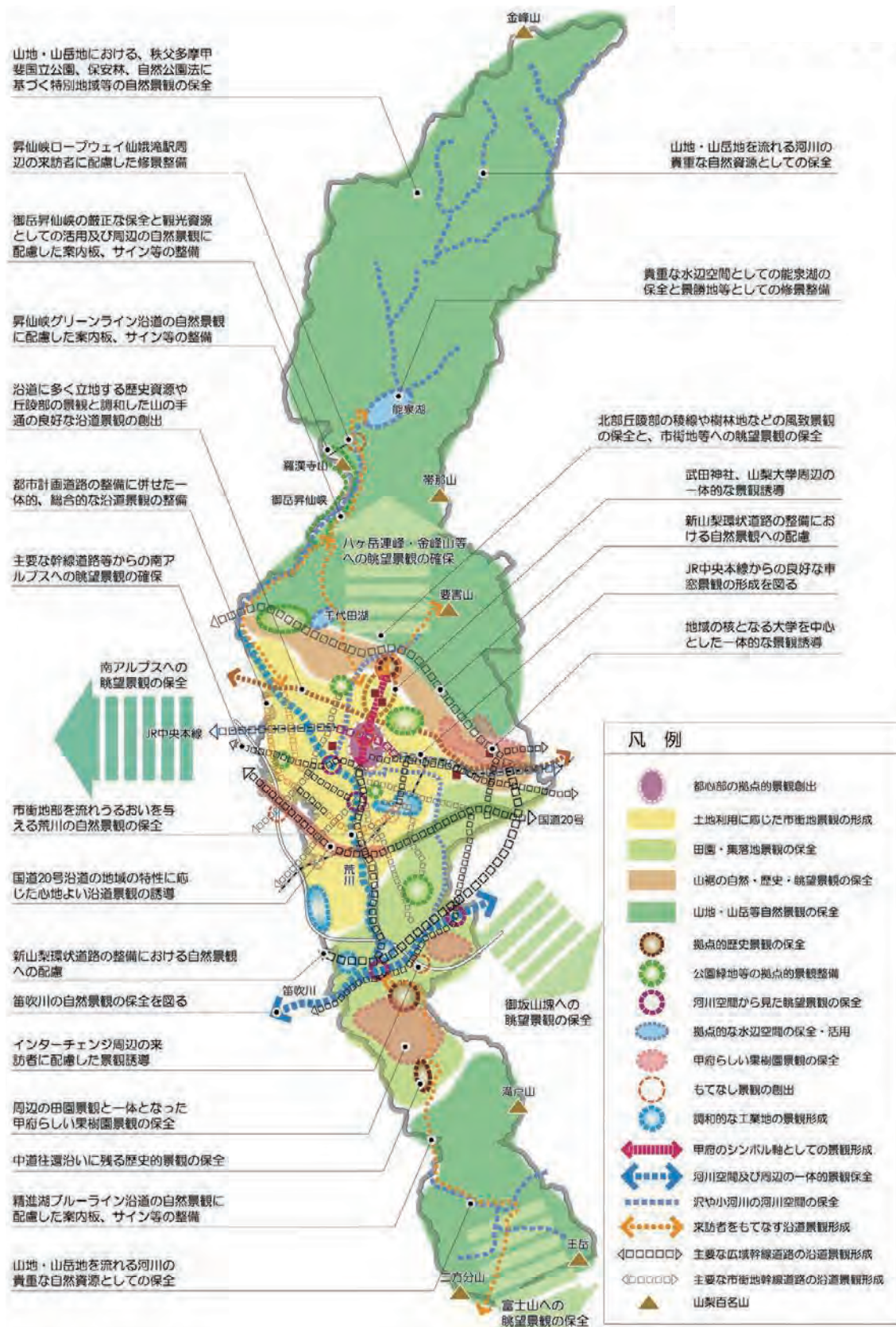


図1-13 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針図（甲府市景観計画）

これらについて、歴史的価値・文化的価値のみを問うものではなく、景観上の特性から判断するものとしています。

令和4年（2022）6月時点では、いずれも指定物件はありませんが、その指定等は魅力的な地域空間の創出に寄与するものであり、文化財保護施策との相乗効果も期待されます。

(4) 第3次甲府市観光振興基本計画 [関連計画]

- 策定年月：令和3年（2021）3月
- 計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

『甲府市観光振興基本計画』は、「市民、観光関連団体及び事業者、教育機関、甲府市や山梨県などが、互いに情報を共有し、観光振興を一層推進していくため」の観光分野の基本計画として、平成21年度（2009）から概ね5年間を各次の計画期間として策定しているものです。

第3次計画では、「自然・歴史・文化が人を呼び賑わいを創出する信玄公生誕の地・甲府」という目指すべき観光地像実現のため、5つの基本方針とそれに関連する各種の施策・事業が示されています。このうち、本計画に特に関連する事項を図1-14に示します。

このなかでは、すべての基本方針を横断する内容として、文化財を含む観光資源の活用（コンテンツ開発、他施策との連携等）が特に重視されています。地域資源の観光活用にあたっては、分野を越えた総合的な取組みが不可欠であり、特に文化財や歴史的景観においては、本計画との効果的連携による取組みの推進が期待されます。

自然・歴史・文化が人を呼び 賑わいを創出する信玄公生誕の地・甲府

基本方針1 魅力ある観光地づくりの推進【重点方針】

- ①湯村温泉郷の活性化に向けた取組
 - ・湯村温泉郷の受入環境の向上に向けた具体的な検討
- ②昇仙峡の周遊観光の促進
 - ・周遊と滞在を意識した施設整備と散策コースの開発・整備
- ③甲府城跡周辺の受入環境の整備
 - ・甲府城周辺地域活性化実施計画の推進
- ④信玄公生誕500年関連事業の推進
 - ・開府500年、生誕500年記念事業の活用と継承
- ⑤観光コンテンツの造成
 - ・開府500年、生誕500年記念事業の活用と継承
- ⑥都市観光の推進
 - ・ボランティアガイドの育成・充実

基本方針2 自然・歴史など地域資源の活用

- ①日本遺産を活用した昇仙峡地域の活性化への取組
 - ・日本遺産の地域活性化事業等の推進による観光振興
 - ・昇仙峡における四季ごとの魅力づくりの推進
- ②甲府名山や甲武信ユネスコエコパークの活用
 - ・甲府名山事業
 - ・甲武信ユネスコエコパーク推進事業
- ③武田氏の歴史を活用した観光推進
 - ・武田氏館跡歴史館（信玄ミュージアム）活用事業
 - ・甲斐善光寺御開帳における連携事業の実施
 - ・ボランティアガイドを活用した事業の実施
 - ・史跡武田氏館跡の復元公開・活用

- ④地域資源の活用
 - ・魅力発見事業の実施
 - ・動物園整備事業
- ⑤地場産品等を活用した誘客と消費の促進
 - ・甲府之証 17 の推進
 - ・農産物直売所の活性化・農産物などの関連情報の発信強化
 - ・ジュエリー等の地場産品の活用

基本方針3 安全・安心で快適な観光地づくりの推進

- ①観光客のおもてなしの推進
 - ・美しい景観の形成
- ②二次交通の利用促進と新たな交通手段などの研究
 - ・公共交通と連携した周遊観光の情報提供
 - ・レンタサイクルの利用促進
 - ・MaaS・グリーンスローモビリティなどの調査・研究
 - ・リニア駅周辺の交通結節機能の検討
 - ・甲府駅周辺の区画整理の推進
- ③インバウンド推進に向けた取組とユニバーサルツーリズムの推進
 - ・観光情報の多言語化とおもてなしシヨップ登録制度の推進
 - ・外国人向け周遊コースの開発検討
 - ・ユニバーサルデザインに配慮した外国人観光客及び高齢者・障がい者への対応
- ④観光関連施設の維持管理
 - ・観光施設の維持管理
 - ・無料公衆無線 LAN 環境の提供
 - ・登山道・遊歩道の維持管理及び安全確保
 - ・森林や関連施設の整備、維持管理

基本方針4 効果的な情報発信

- ①ターゲットに合わせた積極的・効果的な情報発信
 - ・観光情報の発信強化・充実
 - ・市観光ホームページの改善・拡充
 - ・SNS を活用した情報発信
 - ・マスコミ・デジタルサイネージを活用した情報発信
 - ・公共交通等を活用した広告の掲出
- ②多言語での情報発信
 - ・多言語での外国人向け観光情報の発信強化

基本方針5 観光推進体制の強化

- ①観光関連団体及び事業者等との連携強化
 - ・(一社) 甲府市観光協会をはじめとした観光関連団体及び事業者等との連携充実
 - ・ボランティアとの連携充実
 - ・産学官の連携強化
 - ・教育機関・民間事業者・シンクタンクなどとの連携強化と観光振興事業の実施
- ②広域連携の推進
 - ・広域連携の推進
 - ・新たな広域連携に向けた取組
 - ・クリスタルラインの利用増進と活用
 - ・中部横断自動車道山梨―静岡間開通を踏まえた誘客推進

図1-14 関連計画の概要：第3次甲府市観光振興基本計画

(5) 山梨県文化財保存活用大綱 [県/上位計画]

■ 策定年月：令和2年（2020）3月

文化財保護法では、都道府県は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として、「文化財保存活用大綱」を定めることができるとされています（法183条2）。また、市町村が文化財保存活用地域計画を作成するにあたっては、「文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案」（法183条3）することが求められています。

山梨県教育委員会は、『山梨県文化財保存活用大綱』を定めており、本計画の作成においては、同大綱を踏まえることが必要です。図1-15に、同大綱の定める、山梨県における文化財の保存・活用の課題・将来像・方向性を整理します。関係者の連携、文化財の保存・活用を通じた地域アイデンティティ強化の促進、交流人口の拡大等に資する地域の魅力づくりの促進という大綱の掲げる方向性は甲府市における今後の取組みにおいても極めて重要なことであり、本計画の一部としても反映させていくこととします。

	課 題	将来像	方向性
1 継承・維持管理	<p>地域社会全体で文化財を保存・活用する基盤を形成する必要がある。</p> <p>維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防犯・防災対策のマニュアル化等が必要である。</p> <p>将来に向け、文化財の継承・維持管理のための博物館等の資料保存環境など、空間確保を合わせて考えていく必要がある。</p>	行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域全体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。	地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。
2 文化財の価値の共有化	<p>文化財の保存・活用を図る基盤を確立するためには、住民の自地域のもつ文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図る必要がある。</p> <p>文化財の価値の共有化により、郷土愛や自地域のアイデンティティの確立に繋げる必要がある。</p> <p>住民の理解を促し価値の共有化を図るため、文化財行政職員の専門スキルに加え、広報などに関するスキルを高めること、また、住民に向けたソフト事業などを行う必要がある。</p>		文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立を促進する。
3 活用	<p>地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。</p> <p>文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルを持った人材が不足しており、そうした人材の確保に向け、育成や掘り起こしなどを図る必要がある。</p> <p>限られた予算のなか、効果的に文化財の活用を図るためには、広域的な連携による取り組みや、観光・まちづくり施策などとの連携、民間団体など多様な関係者との連携した取り組みが必要である。</p> <p>連携した取り組みを促進するため、コーディネーターとしての役割を果たす人材が必要である。</p>		文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

図1-15 上位計画の概要：山梨県文化財保存活用大綱

(6) 個別の文化財保存活用計画 [市／下位計画]

史跡武田氏館跡保存管理計画

■ 策定年月：平成 16 年（2004）10 月

史跡武田氏館跡整備基本構想

■ 策定年月：平成 17 年（2005）3 月

■ 計画期間：平成 17 年度（2005）～令和 6 年度（2024）

史跡武田氏館跡第 3 次整備基本計画

■ 策定年月：令和 3 年（2021）3 月

■ 計画期間：令和 2 年度（2020）～令和 11 年度（2029）

史跡甲府城跡保存活用計画

■ 策定年月：令和 2 年（2020）10 月

■ 計画期間：令和 2 年度（2020）～令和 11 年度（2029）

史跡甲府城跡整備基本計画

■ 策定年月：令和 4 年（2022）3 月

■ 計画期間：令和 4 年度（2022）～令和 18 年度（2036）

国史跡については、武田氏館跡、甲府城跡において、保存活用計画・整備基本計画、保存管理計画・整備基本構想・整備基本計画（表 1 - 2）がそれぞれ策定され、計画に基づいて整備事業等が進行中です。

武田氏館跡については、本市が策定した『史跡武田氏館跡保存管理計画』『史跡武田氏館跡整備基本構想』及び『史跡武田氏館跡整備基本計画』（第 1 次～第 3 次）に基づき、本市が長期にわたり継続的に公有地化、調査事業、保存整備事業等を実施しており、本市の文化財保護行政における中核的事業としても位置づけられています。整備が進行するなかで、整備を地域づくりにいかにつなげていくか、また、専門家目線から市民目線へとどのように活用事業を広げていくかは大きな課題であり、保存活用計画等を通じた取組みの推進が期待されます。

また、甲府城跡については、山梨県が策定した『史跡甲府城跡保存活用計画』『史跡甲府城跡整備基本計画』に基づき、山梨県と本市が連携した保存及び整備・活用が進められています。さらに、史跡の周辺については、市街地活性化及び回遊性の向上等を目的に、山梨県と本市が策定した『甲府城周辺地域活性化基本計画』（平成 28 年（2016）6 月策定、計画期間：平成 27 年度（2015）～令和 9 年度（2027））、『甲府城周辺地域活性化実施計画』（平成 29 年（2017）12 月策定、計画期間：平成 29 年度（2017）～令和 9 年度（2027））及び本市が策定した『小江戸甲府 城下町整備プラン』（令和 4 年（2022）6 月策定、令和 4 年度（2022）～令和 6 年度（2024））に基づき、周辺環境の整備事業が進められています（124 頁～127 頁参照）。こうした事業を通じ、甲府城周辺の観光地整備等と連携し、近世の歴史文化に対する理解や地域の魅力向上に資する史跡の保存・活用を推進することとしています。

[コラム] 市北部の自然保護地域

(1) 秩父多摩甲斐国立公園

市北部の山間地域を含む秩父多摩甲斐国立公園(昭和25年(1950)指定/平成12年(2000)公園名称変更)は、埼玉県、山梨県、長野県、東京都にまたがる山岳地帯の国立公園で、126,259ha(東西約70km、南北約40km)の広さを有しています。山岳と溪流が特徴的で、金峰山など標高2,000m級の高峰が連なる奥秩父山塊とその周辺の御岳昇仙峡などが含まれます。

市内には、普通地域に加え、特別保護地区、第1種～第3種特別地域が分布しており、自然公園法及び公園計画、管理計画に基づき保全・活用が図られています。

(2) 甲武信ユネスコエコパーク

甲武信ユネスコエコパークは、秩父多摩甲斐国立公園を基本とする総面積190,603ha(核心地域13,364ha/緩衝地域70,858ha/移行地域106,381ha)の生物圏保存地域です。令和元年(2019)に登録され、甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会(事務局:山梨県庁)を中心に、様々な取組みが進められています。

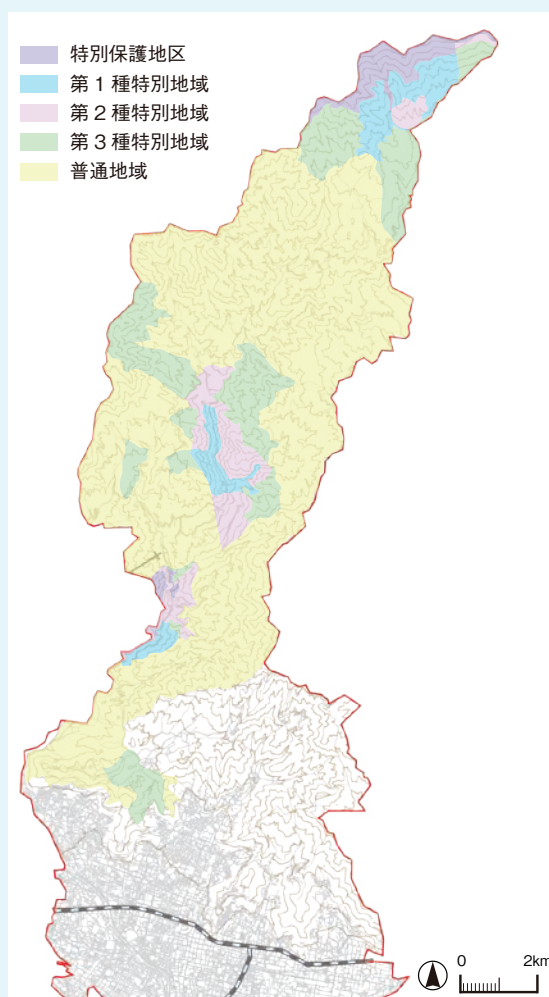


図1-16 秩父多摩甲斐国立公園のゾーニング

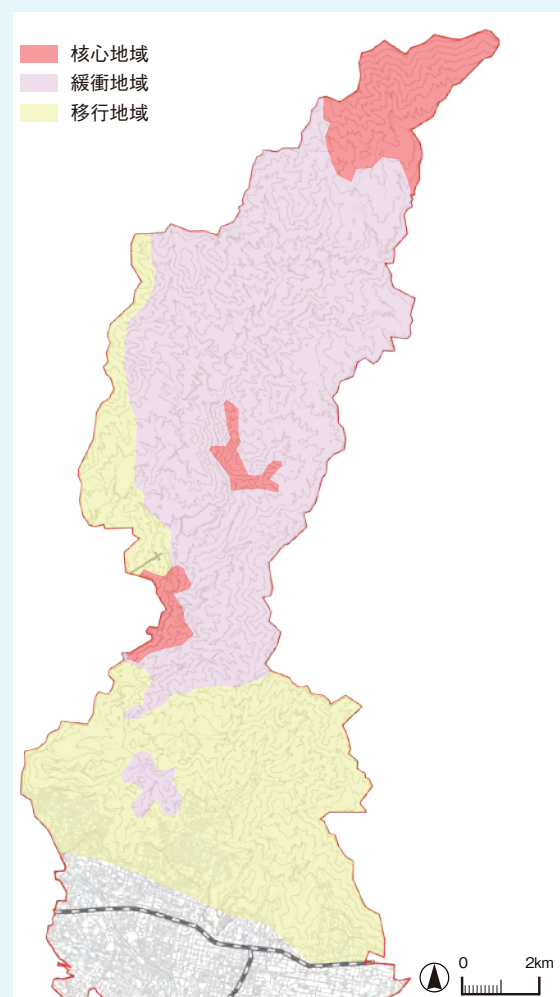


図1-17 甲武信ユネスコエコパークのゾーニング

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023）～令和9年度（2027）（5年間）とします。ただし、新型コロナウイルス感染症等による社会的状況に鑑み、実施（事業）計画は社会情勢の変化等を踏まえて随時見直しを図るものとします。また、『第六次甲府市総合計画』の計画期間が令和7年度（2025）をもって終了することから、次期総合計画の内容に鑑み、本計画についても必要に応じて見直しを図ることとします（図1－16）。

なお、本計画の計画期間終了時には、PDCA サイクル（本章7参照）に基づいて、計画期間内の履行状況、効果及び課題についての検証をおこない、次期計画の作成を実施するものとします。認定地域計画の計画期間が終了する際に地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しをおこなった上で、あらためて文化庁長官へ認定申請をおこなうことが定められており、更新時には所要の手続きをおこなうこととします。

6. 計画の変更手続き

認定を受けた文化財保存活用地域計画に関する計画期間中の変更手続きについて、文化財保護法では以下のように規定しています。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第183条の4 前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の認定について準用する。

したがって、「軽微な変更」以外の計画変更については、すべて文化庁長官の認定を受けることが必要であり、必要な手続きをおこなうこととします。

なお、法のいう「軽微な変更」の範囲について、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁、平成31年（2019）（最終変更：令和3年（2021）6月））では、「次に掲げる変更以外の変更」としています。

- 計画期間の変更
- 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

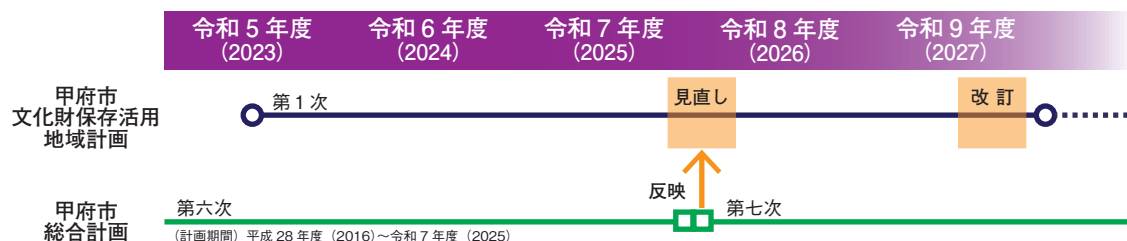


図1－18 計画期間

□ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

なお、上記「策定指針」では、軽微な変更の扱いに関して、当該変更の内容を都道府県を経由して文化庁に対して情報提供をおこなうことが望ましいとされており、本計画においても適時適切に対応することとします。

7. 計画書の構成

本計画は10章で構成されます（図1-19）。

第2章～第4章（第1部）では、甲府市の概要、文化財の特徴等を整理したうえで、自然・歴史・生活・生業等の関係性のなかで形成された本市の歴史文化の特徴を整理し、市域の文化財の今後の保存・活用を考えるための基礎とします。

第5章以降を第2部とし、文化財の保存・活用に向けた課題・方針・具体的措置等を定めます。

第5章は本計画の計画期間に限らない、より長期的な展望（マスタープラン）として、本市の文化財の保存・活用をめぐる将来像と基本的方向性を提示します。それを踏まえ、第6章以降では、本計画期間の課題・方針及び取り組むべき具体的な措置、体制等を定めます。第8章では、特に重点的に取り組む文化財保存活用区域について設定しています。また、第9章では文化財の防災・防犯について特化して整理しています。

附録1、2として、調査報告書等の一覧、総合的把握調査で得られた文化財リストなどを掲載しています。

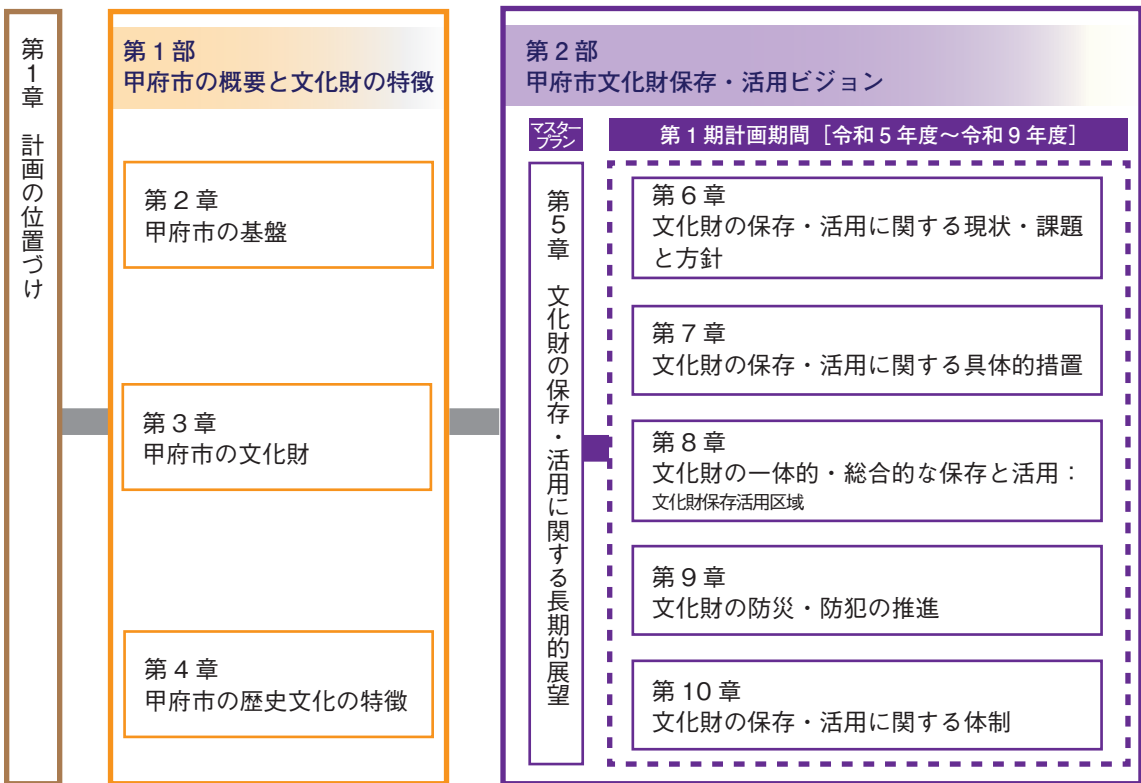


図1-19 計画書の構成

